

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成21年12月1日から0.3%引き下げた。期末特別手当について、0.25月分を減額改正。
理事	報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成21年12月1日から0.3%引き下げた。期末特別手当について、0.25月分を減額改正。
理事(非常勤)	改定なし
監事	報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成21年12月1日から0.3%引き下げた。期末特別手当について、0.25月分を減額改正。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,564	12,780	4,784	0			
A理事	13,054	9,400	3,519	135 (通勤手当)	H21.4.1		
B理事	11,789	9,400	2,365	24 (通勤手当)	H21.4.1	H22.3.31	
C理事	13,964	10,104	3,782	78 (通勤手当)		H22.3.31	
D理事	12,406	8,728	3,348	329 (地域手当) (通勤手当)	H21.4.1		◇
E理事	12,943	9,400	3,519	24 (通勤手当)	H21.4.1		
F理事 (非常勤)	64	64	0	0		H21.4.30	
G理事 (非常勤)	416	416	0	0	H21.5.1		
H監事	12,044	8,728	3,267	49 (通勤手当)			※
I監事 (非常勤)	720	720	0	0			

※ 地域手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者が、その従前の機関・法人等において、国家公務員の地域手当(それに相当するものを含む)の支給を受けていた場合に、その支給を役員就任後も一定期間保障するものである。(国家公務員の地域手当とは、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する国家公務員に支給されるものである。)

※ 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
理事 (非常勤)					該当者なし	
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

■平成21年6月1日施行

期末・勤勉手当について、6月期を0.2月分減額改正

■平成22年3月1日施行

①本給月額を国家公務員の水準引き下げに準じて本給表の見直しを行った。

(本給表の水準を平均0.2~0.3%引き下げた。ただし、若年層は改定なし。)

※H18.4切替に伴う現給保障額についても0.24%引き下げ。

②自宅(持ち家)に係る住居手当(自宅購入から5年間は2,500円を支給)の廃止。

ただし、施行日前に認定されているものについては受給期間(5年間)が終了するまで支給。

③期末・勤勉手当について、12月期を0.15月分減額改正。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1879	44.7	6,699	4,938	45	1,761
事務・技術	414	42.6	5,290	3,931	63	1,359
教育職種 (大学教員)	896	48.7	8,280	6,064	43	2,216
医療職種 (病院看護師)	334	38.5	4,917	3,663	36	1,254
技能・労務職種	18	55.7	5,047	3,751	60	1,296
海事職種	13	47.2	7,375	5,464	0	1,911
海技職種	21	47.6	5,614	4,148	0	1,466
教育職種 (附属高校教員)	22	37.9	6,675	5,011	49	1,664
教育職種 (附属義務教育学校教員)	63	36.1	5,781	4,340	26	1,441
医療職種 (病院医療技術職員)	89	40.8	5,092	3,780	49	1,312
特任職員	9	46.2	7,452	5,432	46	2,020

※常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

※「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

※「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

※「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

※「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

※「教育職種(附属高校教員等)」には、特別支援学校教員を含む。

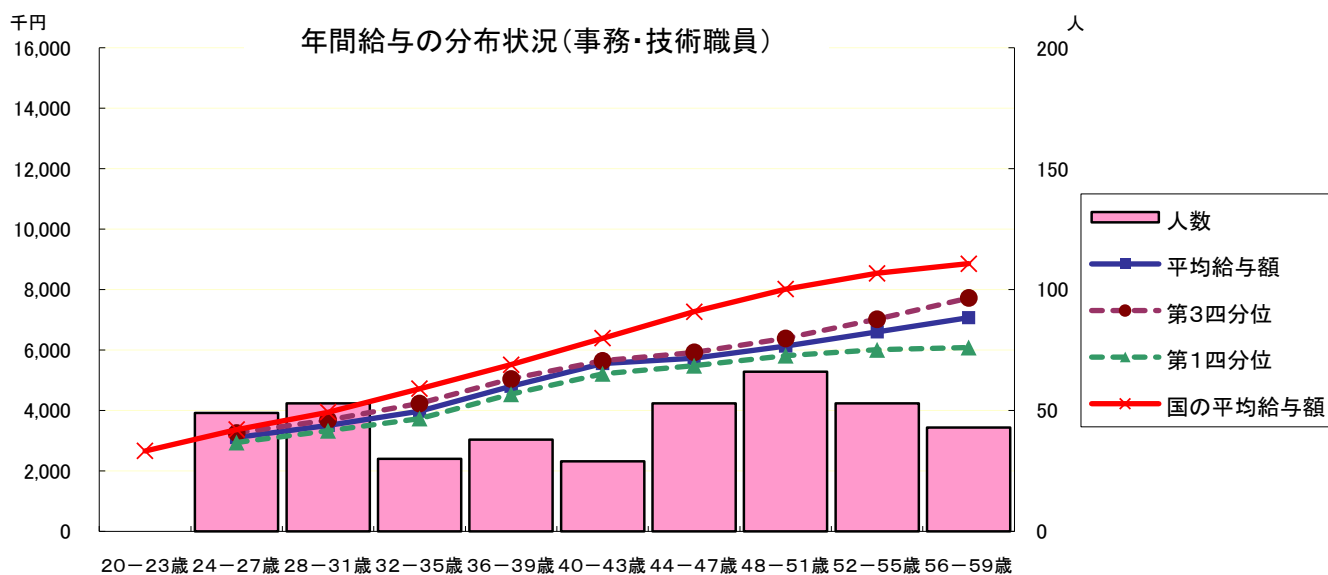
※「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

※「特任職員」とは、学長が必要と認める特別な任務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。

非常勤職員	245	31.1	3,439	2,601	37	838
事務・技術	39	46.9	3,276	2,413	56	863
医療職種 (病院医師)	6	32.3	3,343	3,343	46	0
医療職種 (病院看護師)	141	25.3	3,426	2,579	19	847
技能・労務職種	11	53.1	3,566	2,621	71	945
医療職種 (病院医療技術職員)	48	29.9	3,594	2,723	63	871

※「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



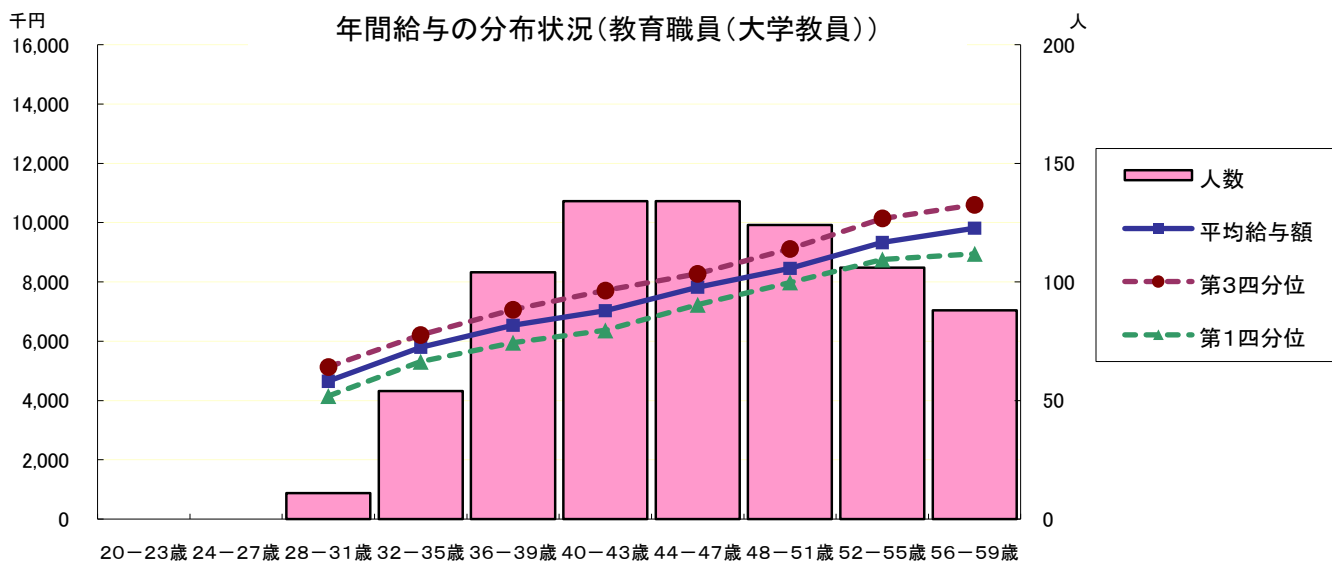
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	7	57.6	7,909	9,680	11,001		
課長	20	54.3	7,344	7,711	7,721		
課長補佐	31	52.5	6,601	6,839	7,067		
係長	168	48.5	5,576	5,864	6,126		
主任	57	43.6	4,612	5,074	5,519		
係員	131	29.6	3,170	3,479	3,739		

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。



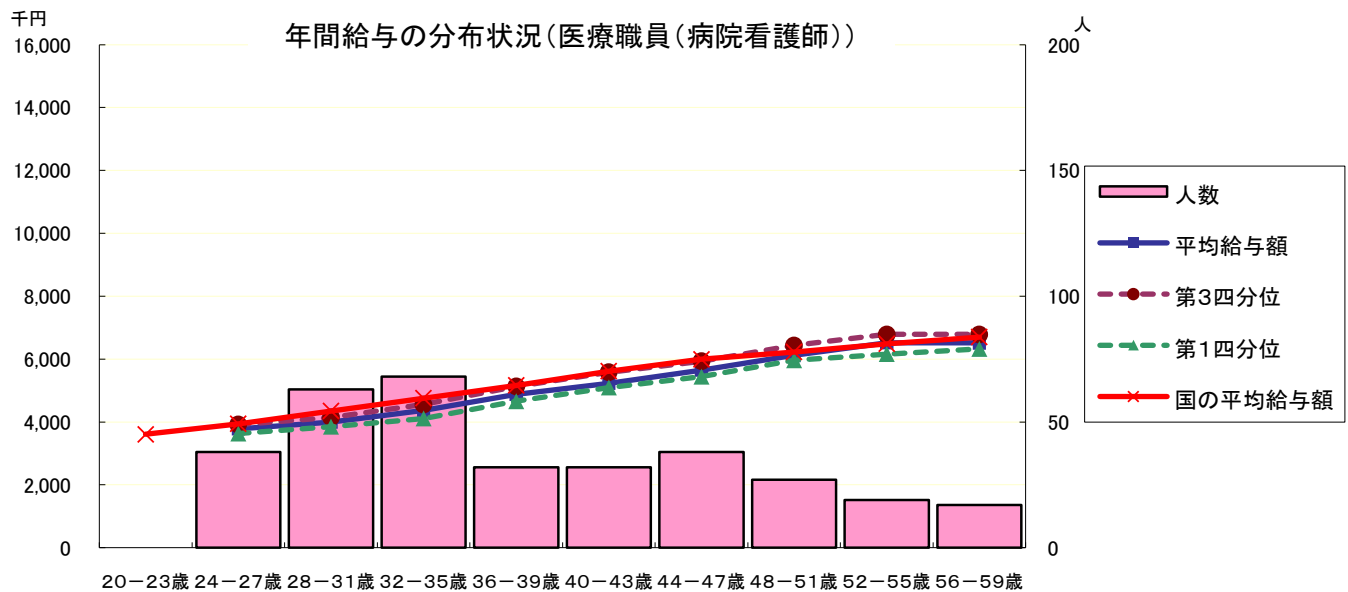
(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	335	56.4	9,385	10,039	10,623		
准教授	264	46.2	7,426	7,900	8,416		
講師	72	46.4	7,004	7,483	8,092		
助教	215	40.9	5,859	6,236	6,667		
助手	3	41.2	—	5,523	—		
教務職員	7	43.4	4,672	5,042	5,928		

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※上記分布状況中、24歳～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額については表示していない。

※助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	4	54.0	—	—	7,336	—	—
看護師長	27	53.0	6,231	—	6,470	6,764	—
副看護師長	62	44.8	5,282	—	5,709	6,045	—
看護師	239	34.8	3,937	—	4,431	4,859	—
准看護師	1	—	—	—	—	—	—

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※「看護部長」及び「准看護師」の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

※「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長・部長
人員(割合)	414人	68人 (16.4%)	74人 (17.9%)	201人 (48.6%)	42人 (10.1%)	16人 (3.9%)	8人 (1.9%)
年齢(最高～最低)		31～24歳	45～28歳	59～35歳	59～45歳	59～41歳	59～54歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,014～1,963千円	3,568～2,370千円	5,005～3,132千円	5,967～4,332千円	5,823～5,276千円	6,968～5,608千円
年間給与額(最高～最低)		4,031～2,657千円	4,760～3,189千円	6,710～4,224千円	7,821～5,934千円	7,721～7,055千円	9,386～7,511千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長・事務局長	部長・事務局長	部長・事務局長
人員(割合)	4人 (1.0%)	1人 (0.2%)	()%	()%
年齢(最高～最低)	59～54歳	—	—	—
所定内給与年額(最高～最低)	8,200～7,117千円	—	—	—
年間給与額(最高～最低)	11,001～9,662千円	—	—	—

※9・10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

※8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	896人	7人 (0.8%)	218人 (24.3%)	73人 (8.1%)	264人 (29.5%)	334人 (37.3%)	()%
年齢(最高～最低)		57～24歳	63～28歳	63～30歳	64～32歳	64～41歳	—
所定内給与年額(最高～最低)		4,505～2,357千円	5,667～2,921千円	6,538～3,213千円	6,993～3,745千円	9,251～4,953千円	—
年間給与額(最高～最低)		6,104～3,174千円	7,460～3,931千円	8,966～4,467千円	9,416～5,150千円	12,569～6,986千円	—

※6級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長・ 看護師長	看護師長・ 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	334 人	1 人 (0.3%)	239 人 (71.6%)	63 人 (18.9%)	26 人 (7.8%)	4 人 (1.2%)	1 人 (0.3%)	(%)
年齢(最高 ～最低)		— 歳	59 ～ 25 歳	58 ～ 33 歳	59 ～ 43 歳	58 ～ 49 歳	— 歳	— 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		— 千円	4,795 ～ 2,317 千円	4,975 ～ 3,345 千円	5,169 ～ 4,186 千円	5,704 ～ 5,259 千円	— 千円	— 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		— 千円	6,513 ～ 3,118 千円	6,787 ～ 4,557 千円	7,030 ～ 5,710 千円	7,508 ～ 7,022 千円	— 千円	— 千円

※7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

※1級、6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／
医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 69.3	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 30.7	% 33.3
	最高～最低	% 42.7～33.1	% 40.6～27.8	% 41.5～30.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 69.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 30.2	% 32.6
	最高～最低	% 41.3～32.0	% 35.5～26.8	% 38.2～29.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 67.7	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 32.3	% 34.8
	最高～最低	% 46.1～33.5	% 40.1～28.2	% 41.1～30.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 69.9	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 30.1	% 32.5
	最高～最低	% 41.3～31.9	% 35.5～27.0	% 38.2～29.6

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 70.5	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 29.5	% 32.0
	最高～最低	% 34.9～34.9	% 29.5～29.5	% 32.0～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 69.6	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 30.4	% 33.0
	最高～最低	% 41.3～32.2	% 35.5～27.2	% 37.8～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	81.4
対他の国立大学法人等	94.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	92.8
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.5
対他の国立大学法人等	97.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	81.4					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>88.1</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>80.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>87.8</td> </tr> </table>	地域勘案	88.1	学歴勘案	80.7	地域・学歴勘案
地域勘案	88.1						
学歴勘案	80.7						
地域・学歴勘案	87.8						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 45.24% (国からの財政支出額 20,490,240,000円、支出予算の総額 45,296,424,000円:平成21年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)</p> <p>【検証結果】 本学では、国家公務員給与を準拠し、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減も中期計画に定め取り組んでおり、適切と考えられる。</p>						
講ずる措置	今後も、中期計画に定めた人件費削減を達成するよう取り組む。						

○医療職員(病院看護師)

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	94.5					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>97.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>95.2</td> </tr> </table>	地域勘案	97.0	学歴勘案	93.9	地域・学歴勘案
地域勘案	97.0						
学歴勘案	93.9						
地域・学歴勘案	95.2						
給与水準の適切性の検証	上記事務・技術職員と同様						
講ずる措置	上記事務・技術職員と同様						

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

90.1

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,354,124	千円 15,812,650	千円 (%) △ 458,526 (△2.9)	千円 (%) △ 1,417,219 (△8.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,906,371	千円 1,698,928	千円 (%) 207,443 (12.2)	千円 (%) 657,130 (52.6)
非常勤役員等給与 (C)	千円 3,899,850	千円 3,782,468	千円 (%) 117,382 (3.1)	千円 (%) 1,501,731 (62.6)
福利厚生費 (D)	千円 2,186,412	千円 2,274,375	千円 (%) △ 87,963 (△3.9)	千円 (%) △ 133,944 (△5.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 23,346,757	千円 23,568,422	千円 (%) △ 221,665 (△0.9)	千円 (%) 607,698 (2.7)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、本給表の見直し、期末・勤勉手当支給割合の改正及び職員退職後の採用抑制により前年度に比べ約2.9%の減となった。
- ・「最広義人件費」については、上記「給与、報酬等支給総額」の減、退職者増に伴う退職手当支給額の増、外部資金等で雇用する非常勤職員の増加並びに掛率の改正による福利厚生費の減により約0.9%の減となった。

②行革推進法「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことが示された。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることを中期計画に定めた。

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	17,107,927	16,504,548	16,382,908	15,812,650	15,354,124
人件費削減率 (%)		△3.5	△4.2	△7.6	△10.3
人件費削減率(補正值) (%)		△3.5	△4.9	△8.3	△8.6

※「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

※基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし